

○金融庁告示第八号  
農林水産省

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第四号）第二条の二第五項第二号の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率を次のように定める。

平成二十七年十二月四日

金融庁長官 森 信親

農林水産大臣 森山 裕

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条の二第五項第二号に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率は、〇・五パーセントとする。

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条 この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して三年を経過する日までの間における

この告示の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	○・五パーセント	○・一二五パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	○・五パーセント	○・二五パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	○・五パーセント	○・三七五パーセント